

「| 6 空 気 銃 |」に改める。

様式第12号の表面中「| 4 散弾銃 |」を

4 散 弾 銃
5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)

に、「| 5 空 気 銃 |」を「| 6 空 気 銃 |」に、

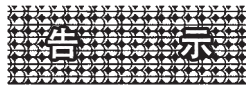
第一種 銃猟免許	散 弾 銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日		を

第一種 銃猟免許	散 弾 銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日		に改める。
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林保全課



長野県告示第462号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年 8月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人別所 清明会 株式会社ニチイ学 館	上田市大字別所温泉1828番 地2	訪問介護センターほほえ み	上田市大字別所温泉1828番 地2	平成16年6月1日
		東京都千代田区神田駿河台 2-9	アイリスケアセンターお おまち	大町市大字大町2969-39	〃
居宅療養 管理指導	有限会社飯田ひま わり企画 有限会社中信保健 企画 有限会社中信保健 企画	飯田市鼎中平1884番地1	かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884番地1	平成16年6月1日
		松本市巾上10番5号	巾上ひまわり薬局	松本市巾上10番5号	〃
		松本市巾上10番5号	塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230番地3	〃
通所介護	南牧村社会福祉協 議会 社会福祉法人諏訪 福祉会	南佐久郡南牧村大字海ノ口 966番地15 諏訪市湖岸通り5丁目11番 5号	南牧村社協指定通所介護 事業所(川平) かりんの里デイサービス センターうららか	南佐久郡南牧村大字広瀬 1089番地 諏訪市中洲5564番地7	平成16年7月1日 〃
福祉用具 貸与	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神田駿河台 2-9	アイリスケアセンターお おまち	大町市大字大町2969-39	平成16年6月1日
痴呆対応 型共同生 活介護	社会福祉法人敬老 園	上田市中央3丁目15番5号	グループホームとよしな 敬老園	南安曇郡豊科町大字豊科 4755	平成16年6月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人鈴蘭	佐久市大字三河田111番地1	居宅介護支援事業所なずな	南佐久郡北相木村京の岩1044番地	平成16年7月1日
社会福祉法人別所清明会	上田市大字別所温泉1828番地2	介護相談センターまごころ	上田市大字別所温泉1828番地2	平成16年6月1日
社会福祉法人上田市社会福祉協議会	上田市中央3丁目5番1号	上田市社会福祉協議会神川介護相談センター	上田市国分533番地20	〃
社団法人長野県看護協会	松本市旭2丁目11番34号	居宅介護支援事業所須高	須崎市大字須坂1528-7センタービル80	平成16年7月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンターおおまち	大町市大字大町2969-39	平成16年6月1日

厚生課

長野県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年8月2日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	有限会社ひまわり企画	松本市巾上10番5号	巾上ひまわり薬局	松本市巾上10番5号	平成16年5月31日
	有限会社ひまわり企画	松本市巾上10番5号	かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884番地1	〃
	有限会社ひまわり企画	松本市巾上10番5号	塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230-3	〃

厚生課

長野県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年8月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 日
					新	旧	
福祉用具貸与	佐久浅間農業協同組合	佐久市大字猿久保882番地	J A 佐久浅間福祉用具ステーション	佐久市大字桜井671番地1	J A 佐久浅間福祉用具ステーション	J A 佐久浅間福祉用具貸与事務所	平成16年6月1日
	佐久浅間農業協同組合	佐久市大字猿久保882番地	J A 佐久浅間福祉用具ステーション	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字中込3734番地8	〃
訪問介護	佐久浅間農業協同組合	佐久市大字猿久保882番地	J A 佐久ヘルパーステーションさく	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字猿久保882番地	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
佐久浅間農業協同組合	佐久市大字猿久保882番地	J A 佐久ヘルパーステーションさく	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字桜井671番地1	佐久市大字猿久保882番地	平成16年6月1日

厚生課

長野県告示第465号

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年8月2日

長野県知事 田中康夫

第2の表の2 農業委員会費補助金の項中「農業委員会活動強化対策事業」を「農業委員会等活動強化対策事業」に、「農地情報管理システム整備事業」を「農地情報利用効率化対策事業」に改め、同表の3 農業会議費補助金の項中「社会保険料負担金」を削り、「1及び2に掲げる経費以外の経費」を「会議員手当（総会に要する経費）」に、

4 農業構造基本調査事業に要する経費	2分の1以内	を
5 農地情報管理システム整備事業に要する経費	2分の1以内	
6 農業委員会活動強化対策事業に要する経費	10分の10以内	
7 連携強化推進体制整備事業に要する経費	10分の10以内	
8 農地調整関係等調査事業に要する経費	10分の10以内	」

4 都道府県農業会議事業に要する経費（運営事務費）	10分の10以内	に改める。
5 農地情報利用効率化対策事業に要する経費	2分の1以内	
6 農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	2分の1以内	

第9中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

長野県上伊那地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成16年7月20日、次のとおり売りさばき人の名称および住所変更の届出がありました。

平成16年8月2日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

新名称	旧名称
長野県行政書士会伊那支部	長野県行政書士会伊那総合センター
新住所	旧住所
伊那市大字伊那3504-3	伊那市大字伊那4877

会計課